

第17編 機械電気設備編

第1章 総 則

第1節 通 則

建設電気設備工事にあたっては、原則として下表の区分により、それぞれ該当する仕様書に準ずるものとする。

17-1-1-1 機械設備工事

分 類	適 用 仕 様 書	工 種 具 体 例
建築に関する 設備工事	国土交通省大臣官房 官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書（機 械設備工事編）	建築付帯空調換気、給排水衛 生、ガス、さく井、浄化槽、 エレベータ等
下水道に関する 設備工事	本仕様書 第12編 下水道編による	
道路河川等の 設備工事	国土交通省総合政策局公共事 業企画調整課 機械工事共通仕様書（案）	河川ダム用水門、河川用場排 水ポンプ、ダム施工機械、ト ンネル換気・非常用設備散水 融雪、道路排水等
農業農村整備に 関する施設機械 設備工事	農林水産省 施設機械工事等共通仕様書	水門設備、ポンプ設備、除塵 設備、ダム管理設備など
水道に関する 設備工事	本仕様書 第16編 水道編による	

17-1-1-2 電気設備工事

分類	適用仕様書	工種具体例
建築に関する 設備工事	国土交通省大臣官房 官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書（電 気設備工事編）	建築付帯受変電、自家発電電 灯動力、拡声、放送、火災報 知、電話、テレビ共同受信等
下水道に関する 設備工事	本仕様書 第12編 下水道編による	
道路河川等の 設備工事	国土交通省大臣官房 技術調査課電気通信室 電気通信設備工事共通仕様書	受変電、電源設備、道路・ト ンネル・施設照明、融雪設 備、無線通信設備、道路河川 情報、ラジオ再放送、トンネ ル防災、ダム管理設備等
農業農村整備に 関する施設機械 設備工事	農林水産省 施設機械工事等共通仕様書	施設機械設備に付帯する電気 設備及び通信設備
水道に関する 設備工事	本仕様書 第16編 水道編による	